



Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

料金規定

R-02

Version 6.0

Issued Date: 2026/10/01

お問い合わせ先：認証・ライセンス部門 (info@fairtrade-jp.org)

Fairtrade Label Japan (FLJ) 料金規定	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	2 of 10
	Approved by	認証・ライセンス部門

1. 目的

本規定書は、フェアトレード・ラベル・ジャパン（以下、FLJ）の認証取得に必要な料金を規定する。本規定 Version 6.0 は、2026 年 10 月 1 日より適用される。

2. 関連書類

国際フェアトレード認証契約書

ライセンス契約書

R-01 用語規定

R-03 国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定

R-04 認証・監査規定

R-09 国際フェアトレード認証ラベル 小規模製造ライセンシー規定（旧「小規模ライセンス規定」）

3. 添付書類

添付 1：FLJ 認証事業者料金表

添付 2：各種料金の請求時期

4. 料金の適用範囲

本規定は、FLJ と認証・ライセンスの契約を締結した事業者に適用する。輸入組織、製造組織、卸組織の認証機関が FLOCERT か FLJ かの分類は、R-04 認証・監査規定に定める。FLOCERT へ支払う料金は、FLOCERT の Trade Certification Fees 規定に従い本規定には含めない。なお、同規定による分類に関わらず、ライセンシー及び小規模製造ライセンシー（旧「小規模ライセンシー」を含む）、国際フェアトレード原料調達制度（以下、「FSI」）のライセンシーの認証機関は FLJ である。

FLOCERT による認証管轄の組織であっても、最終製品の販売者（ブランドオーナー）を兼務する組織は、別途 FLJ とライセンス契約を締結しなければならない。その場合、以下に規定される各種ライセンスに係わる料金を FLJ へ支払うこととする。

5. 料金の種類

認証、ライセンス取得に必要な料金を添付 1 およびその詳細を以下に示す。添付 1 表中の基本料金は、1 製品を取扱う際に適用され、取扱い製品が増える毎に追加料金が発生する。なお、製品とはコーヒー、紅茶、バナナ、カカオ、コットンなど国際フェアトレード基準で対象としている生産物カテゴリーを指す。

5-1 初回認証料（すべての組織に適用される）

FLJ に認証されるすべての組織は、FLJ との契約時に添付 1 に規定する初回認証料を FLJ へ支払う。複数の役割を兼務する場合でも、料金は一律、組織の年間総売上高により 20 万円、15

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	3 of 10
	Approved by	認証・ライセンス部門
料金規定		

万円、5 万円（いずれも税抜価格）とする。基本料金は 1 製品を取扱う際に適用され、取扱い製品が増える毎に追加料金が発生する。ただし小規模製造ライセンシーの初回認証料は 3 万円（税抜）とし、2 製品以上を取り扱う場合でも追加料金は課金されない。

5-2 年間認証料（輸入、製造、卸組織に適用）
輸入、製造、卸の役割を行う組織は、組織の年間総売上高および取扱い製品数に応じて添付 1 に定める年間認証料を毎年 FLJ へ支払う。

5-3 ライセンス料（ライセンシーに適用 ※FSI ライセンシーを除く）
ライセンシーは、国際フェアトレード認証製品の売上に応じて 4 半期毎にライセンス料を FLJ へ支払う。小規模製造ライセンシー（旧「小規模ライセンシー」を含む）は、毎年 1 回、1 年間（1 月～12 月）の国際フェアトレード認証製品の売上に応じてライセンス料を支払う事とする。ライセンス料は製品毎に（A）重量課金と（B）価格課金の二つに分類される。

(A) 重量課金

表 5.3 重量課金表

産品名	課金ベース（税抜）
コーヒー（焙煎豆）	35 円/Kg
コーヒー（生豆）	28 円/Kg
インスタントコーヒー	70 円/Kg
茶（フェアトレード生産国加工）（注 1）	50 円/Kg
茶（国内加工）（注 1）	65 円/Kg
バナナ	4 円/Kg

（注1） アールグレイ、スパイスティー、ジャスミンティーなどのフレーバーティーも含まれる

(B) 価格課金

下記に示す製品は原則消費者価格（税抜価格）の 1%とする。海外で販売される場合でも、日本での消費者価格（税抜価格）の 1%が適用される。ただし、ライセンシーが消費者価格を決定する立場になく不明な場合は、国内外を問わず卸価格の 2.5%とする。卸価格は、顧客（輸入業者/流通業者/小売業者など）への請求書に記載されたライセンス製品の総売上高をいう。

なお、下記以外に国際フェアトレードラベル機構によって新たに追加された認証対象製品のライセンス料は、小売価格の 1%又は卸価格の 2.5%とする。

Fairtrade Label Japan (FLJ) 料金規定	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	4 of 10
	Approved by	認証・ライセンス部門

- ◆ コーヒー飲料（缶製品、チルドカップ製品、ペットボトル製品等）
- ◆ 茶飲料（缶製品、チルドカップ製品、ペットボトル製品等）
- ◆ カカオ製品
- ◆ はちみつ
- ◆ 砂糖
- ◆ 加工果物・野菜（ジュース、ドライフルーツなど）
- ◆ 生鮮果物（バナナを除く）
- ◆ 生鮮野菜
- ◆ ワイン
- ◆ ナッツ
- ◆ オイルシード・油脂果実（ココナッツ、オリーブ、ごま、大豆など）
- ◆ ハーブ・香辛料（ルイボスティー、カモミールなどのハーブティーを含む）
- ◆ 穀類（キヌア、米など）
- ◆ ボール
- ◆ 切花・鑑賞用植物
- ◆ コットン製品
- ◆ その他複合材料製品（Composite Product）
- ◆ 化粧品類

5-4 年間ライセンス認証料（全ライセンシーに適用）

ライセンシー（FSI ライセンシーを含む）及び小規模製造ライセンシー（旧「小規模ライセンス」を含む）は、添付 1 に示す年間ライセンス認証料を毎年 FLJ へ支払う。ライセンシーの年間ライセンス認証料は、組織の年間総売上高および取扱い製品数に応じて料金が異なる。基本料金は 1 製品を取扱う際に適用され、取扱い製品が増える毎に追加料金が発生する。小規模製造ライセンシーは、2 製品以上を取り扱う場合でも追加料金は課金されない。

年間ライセンス認証料は、ライセンス料（5-3 項参照）に含まれる。従い、年間のライセンス料合計が年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額を FLJ へ支払うこととする。

5-5 FSI ライセンス料（FSI ライセンシーに適用）

FSI ライセンシーは、FSI 製品の売上または認証原料の調達量に応じて 4 半期毎に FSI ライセンス料を FLJ へ支払う。FSI ライセンス料は（A）オンパックプログラム：特定製品に対するライセンスと（B）オフパックプログラム：製品を特定しない認証原料の調達に対するライセンスの二つに分類される。

Fairtrade Label Japan (FLJ) 料金規定	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	5 of 10
	Approved by	認証・ライセンス部門

(A) オンパックプログラム

FSI ライセンス料は、FSI ラベルを貼付した複合原料製品に対し、原則として消費者価格（税抜価格）の 1%とする。海外で販売される場合でも、日本での消費者価格（税抜価格）の 1%が適用される。ただし、ライセンシーが消費者価格を決定する立場になく不明な場合は、国内外を問わず卸価格の 2.5%とする。卸価格は、顧客（輸入業者/流通業者/小売業者など）への請求書に記載されたライセンス製品の総売上高をいう。

ただし、本規定による FSI オンパック・オフパックの区別を定める以前に契約した FSI カカオのライセンシーに対しては、次項の表 5.5 にある重量課金を適用するものとする。

(B) オフパックプログラム（FSI カカオ）

FSI ライセンシーは、認証カカオの調達量に応じて下表のライセンス料を四半期毎に FLJ へ支払う。

表 5.5 FSI カカオ（オフパック）ライセンス料

認証カカオ豆換算調達量(トン) (※)	カカオマス・ココアバター・ココアパウダー 調達量 1kgあたりのライセンス料(円・税抜)
0 ～ 100トン未満	39
100 以上 ～ 200 未満	35
200 以上 ～ 300 未満	32
300 以上 ～ 400 未満	28
400 以上	24

(※) カカオ産品基準 2.1.1 で定める係数を用いて算出

(適用例) カカオマス 100 トン、ココアバター50 トンを使用した場合
カカオ原料使用量合計：100+50=150（トン）
FSI ライセンス料： $150 \times 1000 \times 35$ （円/kg）=5,250,000 円

6. ライセンス料の割引（FSI ライセンシー、小規模製造ライセンシーを除く）と年間認証料追加料金の免除

国際フェアトレード認証製品販売の積極的な拡大・促進を後押しするため、全物販事業における国際フェアトレード認証原料・製品事業売上高の割合が 80%以上の場合、次の料金の割引と免除制度を適用する。

Fairtrade Label Japan (FLJ) 料金規定	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	6 of 10
	Approved by	認証・ライセンス部門

(a) ライセンス料を 50%割引く。ただし、年間ライセンス認証料は 5-4 項に定める通り適用される。※ライセンス料の割引は、FSI ライセンシー及び小規模製造ライセンシー（旧「小規模ライセンシー」を含む）には適用されない。

(b) 輸入、製造、卸組織に適用される年間認証料（5-2 項を参照）のうち、追加產品に課金される追加料金は 3 產品までとし、4 產品以上の追加料金は免除される。

割引、免除制度の適用は、各認証事業者の決算月に関係なく、一律、申請時から直近の 1 月 1 日から 1 年間の適用とする。割引適用を希望する輸入、製造、卸組織およびライセンシーは、直近の会計年度（各認証事業者の会計年度に準ずる）の実績数値とともに適用年前年の 11 月末日までに FLJ に申請し、FLJ の承認を得なければならない。

7. 認証初年の年間認証料

認証初年の年間認証料は、国際フェアトレード認証契約締結時期に従い表 7.1 のように定める。支払時期は契約締結時とし、支払完了をもって契約成立となる。支払われた年間認証料は、事由の如何を問わず返還しない。

表 7.1 認証初年の年間認証料

契約締結時期	第一四半期 1 月～3 月	第二四半期 4 月～6 月	第三四半期 7 月～9 月	第四四半期 10 月～12 月
年間認証料総額に対する請求割合 (%)	100	75	50	25

8. 認証初年・退会年の年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料

8-1 認証初年の年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料

認証初年の年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料は、ライセンス契約締結時期に従い表 8.1 のように定める。支払時期は、認証翌年の 1 月とする。ただし、認証初年のライセンス料、FSI ライセンス料の合計が、表 8.1 に定めた年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額を FLJ へ支払う。

表 8.1 認証初年の年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料

契約締結時期	第一四半期 1 月～3 月	第二四半期 4 月～6 月	第三四半期 7 月～9 月	第四四半期 10 月～12 月

Fairtrade Label Japan (FLJ) 料金規定	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	7 of 10
	Approved by	認証・ライセンス部門

年間ライセンス認証料・FSI 年間ライセンス認証料総額に対する請求割合 (%)	100	75	50	25
---	-----	----	----	----

8-2 退会年の年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料

退会年の年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料は、退会時期に従い表 8.2 のように定める。支払時期は退会時とする。ただし、退会年のライセンス料、FSI ライセンス料の合計が、表 8.2 に定めた年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額を FLJ へ支払う。

表 8.2 退会年の年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料

退会時期	第一四半期 1 月～3 月	第二四半期 4 月～6 月	第三四半期 7 月～9 月	第四四半期 10 月～12 月
年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料総額に対する請求割合 (%)	25	50	75	100

9. 退会后、再度認証を取得する場合の初回認証料

退会から 1 年以内に再度認証を取得する場合、申請者はその旨を申請時に申告することで初回認証料の 50%割引適用を受けることができる。なお、申請書類や申請プロセスは新規申請時と同様とするが、初回認証料の振り込みは、退会日より 1 年以内になされなければならない。

なお、本初回認証料の割引適用は、認証取消措置を受けた場合による再認証取得は対象外とする。

10. 支払回数および請求時期

各料金の支払回数および、請求時期を表 10.1 に示す。なお詳細は、国際フェアトレード認証契約書、各ライセンス契約書にて取り決めることとする。年間認証料は該当年の 1 月に請求し、年間ライセンス認証料、FSI 年間ライセンス認証料は 1 年間（1-12 月）のライセンス料合計がそれに満たない場合にその差額を翌年 1 月又は 2 月に請求する。添付 2 に、各種料金の請求時期の例を示す。

なお、認証事業者及びライセンシーの事業規模の変化により適用料金が変更になる場合には、認証事業者及びライセンシーは速やかに FLJ へ申告し、事業規模の変化が発生した時点の翌年 1 月より、その事業規模に応じた料金を適用するものとする。なお、申告がなされなかった場合は、FLJ は事業規模の変化が発生した時点の翌年 1 月に遡って、本来適用されるべき年間認証料及び年間ライセンス認証料との差額を請求することができるものとする。

Fairtrade Label Japan (FLJ) 料金規定	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	8 of 10
	Approved by	認証・ライセンス部門

表 10.1 FLJ への支払回数および請求時期

料金	対象組織	支払回数	請求時期
初回認証料	すべての認証事業者	契約時 1 回の み	契約時
年間認証料	輸入・卸・製造組織	毎年 1 回	認証初年： 契約時
			認証翌年以降： 1 月
年間ライセンス認証料	ライセンシー 小規模製造ライセンシー (旧「小規模ライセンシー」を含む) FSI ライセンシー	毎年 1 回	1 月又は 2 月
ライセンス料	ライセンシー	四半期毎 (1 年に 4 回)	1 月、4 月、7 月、10 月 (※)
ライセンス料	小規模製造ライセンシー (旧「小規模ライセンシー」を含む)	毎年 1 回	1 月 (※)
FSI ライセンス料	FSI ライセンシー	四半期毎 (1 年に 4 回)	1 月、4 月、7 月、10 月 (※)

※販売報告書の受領日によっては、報告書締め切り月の翌月に請求する。

Fairtrade Label Japan (FLJ) 料金規定	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	9 of 10
	Approved by	認証・ライセンス部門

改定履歴

Version	日付	改定理由
1.0	2008 年 11 月 13 日	新規作成
2.0	2009 年 12 月 1 日	料全全般の見直し
2.1	2013 年 4 月 1 日	7-2 項 「退会年の年間ライセンス登録料」の追記 7-3 項 重量課金（注 1）の追記
3.0	2013 年 11 月 25 日	2014 年 1 月 1 日施行の小規模ライセンシー制度の改定を反映
4.0	2015 年 1 月 1 日	- 規定書番号の変更（R-002 から R-02） - 監査・認証システムの変更を反映 - R-01 用語規定 V3.0 の変更を反映 5-5 項「ライセンス料の割引」を追記 - 添付資料 1、2 の改定
5.0	2016 年 4 月 1 日	- 添付 1 FLJ 認証事業者料金表の改定 「ライセンス料の割引」を第 5-5 項から第 6 項へ移動 「5-5 調達プログラムライセンス料」を追加 - 第 9 項の末文を追加
5.1	2021 年 10 月 25 日	5-6 項 FSI 年間ライセンス認証料を追加 - 表 5.5.1 FSI ライセンス料の改定
5.2	2022 年 8 月 25 日	第 9 項「退会后、再度認証を取得する場合の初回認証料」を追記
5.3	2023 年 7 月 26 日	- 第 6 項 4 製品以上の追加製品に課金される年間認証料の追加料金免除制度を追記（フェアトレードの売上が全事業の 80%以上を占める企業に適用） 5-3 項 ライセンス料（ライセンシーに適用 ※ FSI ライセンシーを除く）に海外で販売する場合のライセンス料を追記
5.4	2025 年 11 月 12 日	5-6 項 FSI ライセンス料：切花（FSI ライセンシーに適用）を追加
6.0	2026 年 10 月 1 日	- 第 4 項 認証機関の分類を R-04 認証・監査規定へ移行し、表題を「料金の適用範囲」に変更 5-4 項 年間ライセンス認証料に FSI 年間ライセンス認証料を統合

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2026 年 10 月 1 日
	Version:	6.0
	Page	10 of 10
料金規定	Approved by	認証・ライセンス部門

		・ 5-5 項 FSI ライセンス料の区分を変更し、(A)オンパック(B)オフパックのライセンス料を設定 ・ 第 10 項 事業規模の変化について申告がない場合の遡及請求を追記 ・ 小規模製造ライセンシーの名称変更を反映
--	--	--

(A) 輸入・製造・卸・ライセンス

料金	支払対象となる役割	支払回数	基本料金(税抜)			追加料金(税抜)		
			年間総売上高 100億円以上	年間総売上高 1億円以上100億円未満	年間総売上高 1億円未満	年間総売上高 100億円以上	年間総売上高 1億円以上100億円未満	年間総売上高 1億円未満
初回認証料	輸入組織、製造組織、卸組織、 ライセンス、FSIライセンス	契約締結時1回 のみ	20万円	15万円	5万円	追加製品ごとに3万円	追加製品ごとに2万円	追加製品ごとに1万円
年間認証料	輸入組織、製造組織、卸組織	毎年1回	15万円	12万円	5万円	追加製品ごとに3万円	追加製品ごとに2万円	追加製品ごとに1万円
ライセンス料	ライセンス	毎4半期	製品小売価格の1%相当 または重量課金 (注2)					
FSIライセンス料 オンパックプログラム	FSIライセンス オンパックプログラム	毎4半期	製品小売価格の1%相当					
FSIライセンス料 オフパックプログラム	FSIライセンス オフパックプログラム	毎4半期	(カカオ) 原料調達量×FSIライセンス料単価(注3)					
年間ライセンス認証料 (注1)	ライセンス、FSIライセンス	毎年1回	5万円	5万円	3万円	追加製品ごとに1万円	追加製品ごとに1万円	追加製品ごとに5千円

(B) 小規模製造ライセンス(小規模ライセンス(2026/9/30までの契約者)を含む)

料金	基本料金(税抜)
初回認証料	3万円
年間ライセンス認証料 (注1)	2万円

- (注1) 年間ライセンス認証料はライセンス料に含まれるものとし、年間のライセンス料合計が年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額をFLJへ支払う
- (注2) 製品によって異なる。詳細は、5-3項を参照のこと。
- (注3) 表5.5を参照のこと

添付2: 各種料金の支払時期

(例) 国際フェアトレード認証契約・ライセンス契約を2026年6月に締結した場合。

項目	年 四半期 月	2026年												2027年												2028年														
		Q2			Q3			Q4			Q1			Q2			Q3			Q4			Q1			Q2														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6												
国際フェアトレード認証契約締結	輸入組織、製造組織、卸組織			◆																																				
ライセンス契約締結	ライセンシー、小規模製造ライ センシー、FSIライセンシー			◆																																				
初回認証料	すべての組織			◆	契約時1回のみ																																			
年間認証料の請求	輸入組織、製造組織、卸組織			◆	2026年 年間認証料(Q2-Q4分)												2027年 年間認証料												2028年 年間認証料											
認証製品の販売																																								
四半期報告書提出月(注1)	ライセンシー、FSIライセンシー																																							
ライセンス料の請求(四半期毎)	ライセンシー、FSIライセンシー																																							
ライセンス料の請求(毎年1回)	小規模製造ライセンシー																																							
年間ライセンス認証料の請求(注2)	ライセンシー、小規模製造ライ センシー、FSIライセンシー																																							

(注1) 小規模製造ライセンシーは、年に1回(1月)に報告書を提出する。
(注2) 該当年(1月—12月)のライセンス料に含まれる。年間のライセンス料合計が、年間ライセンス認証料に満たなかった場合のみ、その差額が請求される。